

(1)-1 弁護士法人等設立(厚生年金保険適用・健康保険の適用除外承認を受ける法人)
(代表弁護士)

年 月 日

組合員法律事務所変更届(弁護士法人等用) 兼
健康保険被保険者適用除外承認申請書証明依頼書

東京都弁護士国民健康保険組合
理事長 殿

法人代表弁護士氏名			
(代表社員又は社員のうち代表する方おひとり)			
記 号 ・ 番 号	84 - .	弁護士登録番号	
自 宅 住 所			

法人(弁護士法人、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人)(以下「弁護士法人等」とする)を設け、登記致しましたので、登記の履歴事項全部証明書を添え、法律事務所変更を届出ます。

あわせて、別添の一覧に記載した社員、社員以外の弁護士及び勤務する人(従業員)を当法人で雇用していることを証明するとともに、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の要件を満たすこととなったため、本人の希望により、健康保険被保険者適用除外承認申請書の加入証明を依頼します。

なお、健康保険(協会けんぽ)適用対象者については、原則として健康保険被保険者適用除外承認を受けます(原則として協会けんぽ加入者はありません)。

なお、適用除外承認がございましたら、健康保険被保険者適用除外承認証を東京都弁護士国民健康保険組合へ提出し、結果の届出とします。

1. 変更前の事務所名及び所在地

事務所名			
所在地	(〒 -)		

2. 変更後-新たに設立した弁護士法人等の名称及び法律事務所の所在地

弁護士法人等の名称			
主たる事務所の名称(弁護士法人等の名称と異なる場合にご記入ください)			
所在地 (〒 -)			
電話		FAX	

3. 設立した弁護士法人等の社員及び勤務する者(東京都弁護士国民健康保険加入者)-別紙

* 添付書類

登記の履歴事項全部証明書

健康保険被保険者適用除外承認申請書

※ 従前から従業員等が任意適用で協会けんぽ・厚生年金保険に加入している場合など(弁護士国保組合での健康保険適用除外承認より先に協会けんぽに加入した方がいる場合は、「(11)-1」の「弁護士法人等設立(厚生年金保険・健康保険(協会けんぽ)の適用を受けている(又は受ける)法人(代表弁護士)」に記入ください。なお、この場合、常用的使用関係がある弁護士及び従業員のうち、協会けんぽの適用対象になる以前から継続して弁護士国保に加入している方のみ適用除外承認申請が可能です。

決 裁		
専務理事	事務局長	係員

処 理 欄	
申請書発行	承認証確認

常用的使用関係

常用的使用関係にあるとは、①弁護士法人、個人の任意適用事務所及び個人の勤務弁護士・従業員5人以上（令和4年10月から）の事務所に勤務し、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上（アルバイト、パート等を含む）、又は、②ア）週の所定労働時間が20時間以上、イ）雇用期間が1年以上見込まれる（令和4年10月からは2カ月を超えて見込まれる）、ウ）賃金の月額が8.8万円以上である、エ）学生でない及びオ）特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤めている場合が該当し、健康保険（協会けんぽ）・厚生年金保険の適用になります。

特定適用事業所とは、事業主が同一である一または二以上の適用事業所で、被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時500人を超える事業所で、前述の条件を満たす方が、健康保険（協会けんぽ）・厚生年金保険の適用になります（令和4年10月からは被保険者の総数が500人から100人に、令和6年10月からは100人から50人に変更になります）。

任意特定適用事業所とは、国または地方公共団体に属する事業所および特定適用事業所以外の適用事業所で、労使合意に基づき、短時間労働者を健康保険・厚生年金保険の適用対象とする申出をした適用事業所です。

特定適用事業所の対象と要件

対象	要件	平成28年10月～ （従来）	令和4年10月～ （改正）	令和6年10月～ （改正）
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して 2カ月を超えて 使用される見込み	継続して 2カ月を超えて 使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

ご参考：労働者性について

昭和60年厚生労働省「労働基準法研究会報告（労働基準法「労働者」の判断基準について）」（昭和60年12月19日）によりますと、「労働基準法第9条は、その適用対象である「労働者」を「使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定している。これによれば、「労働者」であるか否か、すなわち「労働者性」の有無は「使用される＝指揮監督下の労働」という労務提供の形態及び「賃金支払」という報酬の労務に対する対償性、すなわち報酬が提供された労務に対するものであるかどうかということによって判断されることとなる。この二つの基準を総称して、「使用従属性」と呼ぶこととする。」「労働者性の判断に当たっては、雇用契約、請負契約といった形式的な契約形式のいかんにかかわらず、実質的な使用従属性を、労務適用の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素をも勘案して総合的に判断する必要がある場合がある」として、「労働者性」の判断基準をまとめています。

○1、2を総合的に勘案することで、個別具体的に判断する。

1、使用従属性に関する判断基準

（1）指揮監督下の労働

- ①仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- ②業務遂行上の指揮監督の有無
- ③拘束性の有無
- ④代替性の有無

（2）報酬の労務対償性

2、労働者性の判断を補強する要素

（1）事業者の有無

- ①機械、器具の負担関係
- ②報酬の額
- （2）専属性の程度
- （3）その他